

会議の公開等について

1. 会議は原則として非公開とする。
2. 議事要旨については、発言者を明示しない形で案を事務局において作成し、参加者の確認を受けた上で公開する。
3. 配付資料は原則として公開とするが、資料の内容を踏まえ、資料提供者と事務局で対応を協議の上で、最終的な判断は検討会座長に一任するものとする。